

福島県介護保険施設等指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第24条の規定に基づき、第3条に規定する介護保険施設等に対して行う介護給付及び予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るサービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関する指導について、基本的事項を定める。

(指導の方針)

第2条 指導は、介護保険施設等に対し、次に掲げる基準等に定める介護給付費等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼として実施する。

- (1) 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年福島県条例第80号）
- (2) 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年福島県規則第42号）
- (3) 福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年福島県条例第81号）
- (4) 福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年福島県規則第43号）
- (5) 福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年福島県条例第78号）
- (6) 福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年福島県規則第41号）
- (7) 福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年福島県条例第23号）
- (8) 福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年福島県規則第40号）
- (9) 福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年福島県条例第83号）
- (10) 福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年福島県規則第45号）
- (11) 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年福島県条例第82号）
- (12) 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サ

ービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成25年福島県規則第44号）

- (13) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
- (14) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）
- (15) 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
- (16) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）

（指導の対象）

第3条 指導の対象は、次に掲げる事業者、開設者及びその従業者（以下「介護保険施設等」という。）とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者（法第70条に規定する事業者をいう。）
- (2) 指定介護老人福祉施設（法第86条に規定する施設をいう。）の開設者
- (3) 介護老人保健施設（法第94条に規定する施設をいう。）の開設者
- (4) 介護医療院（法第107条に規定する施設をいう。）の開設者
- (5) 指定介護療養型医療施設（平成18年旧介護保険法第107条に規定する施設をいう。）の開設者
- (6) 指定介護予防サービス事業者（法第115条の2に規定する事業者をいう。）
- (7) みなし指定居宅サービス事業者（法第71条、第72条、同法施行法第4条、第5条及び第8条に規定する事業者をいう。）
- (8) みなし指定介護予防サービス事業者（法第115条の11、同法施行令第35条の11に規定する事業者をいう。）

（指導の実施者）

第4条 指導は、保健福祉部長（以下「部長」という。）が所掌し、各保健福祉事務所と連携を図りながら、これを実施する。

（指導の方法）

第5条 指導は、次の方法により実施する。

(1) 集団指導

集団指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正の内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等指導すべき内容について、指導対象となる介護保険施設等を一定の場所に集め、又は介護保険施設等の団体等の依頼を受けて、講習等の方法により行う。

なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

(2) 運営指導

運営指導は次のア～ウの内容について、原則、実地に行く。なお、ア～ウの実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することもできることとする。また、ア及びイについては、国が定める確認項目及び確認文書に基づき実施する。

ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質(施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む。)に関する指導

イ 最低基準等運営体制指導

第2条の基準等に規定する運営体制に関する指導(ウに関するものを除く。)

ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

運営指導は、関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容(上記イ及びウに限る。)の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等の活用も可能とする。

なお、運営指導は、必要に応じ、国又は市町村と合同で行うことができる。

(指導方針の策定)

第6条 部長は、重点的かつ効果的な指導を行うため、国が示す指導重点事項、前年度の指導結果等を踏まえ、毎年度当初に介護保険施設等指導方針(以下「指導方針」という。)を策定する。

(指導対象の選定)

第7条 指導対象となる介護保険施設等については、以下のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導の対象は、第3条各号に規定する介護保険施設等から選定する。

(2) 運営指導

運営指導の対象は、別に定める運営指導計画によるものとする。

(集団指導の手続等)

第8条 部長は、集団指導の対象となる介護保険施設等を選定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により通知する。

2 部長は、集団指導に欠席した介護保険施設等に配慮して、当日に使用した資料等について県のホームページ等を通じて周知するよう努めるものとする。

(運営指導の手続等)

第9条 部長は、運営指導の実施にあたっては、あらかじめ次に掲げる事項を記載した文書

により通知する。

ただし、指導対象となる介護保険施設等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- (1) 運営指導の根拠規定及び目的
- (2) 運営指導の日時及び場所
- (3) 指導担当者数
- (4) 介護保険施設等の出席者（役職名等で可）
- (5) 準備すべき書類等
- (6) 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）

2 前項の通知により実施した運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合又は介護報酬について不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合は、部長は、文書によりその旨通知する。

この場合において、部長は、当該介護保険施設等から文書により改善を求めるものとする。

3 部長は、前項後段の規定により報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、文書又は職員の派遣等により改善状況、改善結果について確認する。

（指摘基準）

第9条の2 運営指導の指摘基準は、別に定める。

（監査への変更）

第10条 部長は、運営指導において、次に掲げる場合に該当する状況を確認したときは、運営指導を中止し、直ちに福島県介護保険施設等監査要綱（平成16年3月1日付け保健福祉部長通知。以下「監査要綱」という。）に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

（市町村との連携）

第 11 条 指導に当たっては、市町村との連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施に努めるものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、指導の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成 14 年 5 月 10 日から施行し、平成 14 年度の指導から適用する。
- 2 現行の福島県介護保険施設等実地指導等要綱は、平成 14 年 3 月 31 日付けで廃止する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 5 月 26 日から施行し、平成 15 年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 3 月 1 日から施行し、平成 15 年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 24 日から施行し、平成 16 年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 5 月 25 日から施行し、平成 18 年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 15 日から施行し、平成 19 年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 8 日から施行し、平成 20 年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 28 日から施行し、平成 22 年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行し、平成 25 年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 18 日から施行し、平成 27 年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 13 日から施行し、平成 28 年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 6 日から施行し、平成 30 年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 27 日から施行し、令和 3 年度の指導から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 14 日から施行し、令和 4 年度の指導から適用する。